

# ○笛吹市男女共同参画推進条例

平成23年9月28日

条例第17号

改正 平成25年12月27日 条例第32号

## 目次

### 前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 性別による権利侵害の禁止(第9条・第10条)

第3章 基本的施策(第11条—第23条)

第4章 推進体制の整備(第24条—第29条)

第5章 補則(第30条)

### 附則

笛吹市は、古来、政治、文化、産業面で地域の中心として機能してきた歴史を有し、天与の温泉、豊かな自然、桃・ぶどう生産量日本一を誇る農業と観光を主体としたまちである。この背景には、農業、観光業等に家族とともに汗を流し、その合間を縫っての家事、育児等の主たる担い手となってきた女性たちの生活の支えがある。

一方で、社会のあらゆる分野において、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行等により、女性が方針決定へ参画し難い現状もみられる。

日本国憲法においては、個人の尊厳の尊重と男女平等がうたわれる中で、こうした状況を踏まえると、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が求められている。

私たちは、男女共同参画社会の早期実現を総合的かつ計画的に推進し、市民が豊かで安心安全な生活を営み、市民だれもが相互に認め合い、住みやすく、子どもたちに輝く未来を託すことができる笛吹市を築くため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念及び施策の基本的事項を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が持てる能力及び個性を存分に発揮し、男女が均等

に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 市民 国籍を問わず、住民登録の有無にかかわらず市内に住む人、市内で働く人及び市内で学ぶ人をいう。
- (3) 事業者 市内において営利又は非営利の事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 自治組織等 市内の行政区等地縁に基づいて形成された団体及びその他の市民団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 家庭教育、学校教育、社会教育その他本市において教育に携わるすべての者をいう。
- (6) 事業者等 事業者、自治組織等及び教育に携わる者をいう。
- (7) 積極的改善措置 家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (8) 家族経営協定 農業及び個人商店等の家族経営において、労働時間、労働報酬、休日等について取り決めを行い、それぞれが自覚を持って経営に参画することを目的に締結するものをいう。
- (9) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる理念にのっとり行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に、共に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援を受けながら、次世代を担う子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動に、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすること。

- (5) 男女が、それぞれの性について理解を深めることで、性と生殖に関し、互いの意思が尊重され、生涯にわたる健康と安全が確保されること。
- (6) 社会のあらゆる分野から暴力及び虐待並びに他の者を不快にさせる性的な言動を根絶すること。
- (7) 国際社会の取組と密接に関係していることを理解し、国際的協調の下に推進されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民の意見を尊重するとともに、市民及び事業者等のほか、国、県及び他の地方公共団体と相互に連携し、及び協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる分野において主体的に男女共同参画の形成に寄与するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び市民自ら企画する男女共同参画の推進に関する活動に積極的に参画し、及び協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進する市の施策を十分に理解し、及び協力するほか、これを積極的に実施するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、男女の平等に関する法令を遵守し、その雇用する者に対し男女平等意識の啓発を行うとともに、男女が家庭と事業活動とを両立できる職場環境づくりに努めなければならない。

(自治組織等の責務)

第7条 自治組織等は、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担意識又は社会の慣行等及びその他の男女共同参画の推進を阻害する要因を取り除くよう努めなければならない。

- 2 自治組織等は、市が実施する男女共同参画の施策の遂行に協力するよう努めなければならない。
- 3 自治組織等においては、男女が共に活動していくために、役職の構成に当たっては、性別を理由に異なる取扱いをしないよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第8条 教育に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進における教育の重要性について深く理解し、積極的に基本理念に配慮した教育に取り組まなければならない。

第2章 性別による権利侵害の禁止

(個人としての尊厳と性別による差別的取扱いの禁止)

第9条 何人も、個人としての尊厳を冒されてはならない。

2 何人も、社会のあらゆる分野において、性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。

(配偶者等に対する暴力的行為等の禁止)

第10条 何人も、配偶者等(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)に規定する配偶者及び親密な男女関係にある者をいう。)に対し、暴力的行為や虐待行為を行ってはならない。

2 何人も、男女間において、セクシュアル・ハラスメント又はそれを助長するような行為を行ってはならない。

第3章 基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画推進の視点を盛り込むよう配慮しなければならない。

2 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(基本計画)

第12条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の実現に向けての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定し、必要な体制を整備するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、市民及び事業者等の意見を反映させる措置を講じなければならない。

(実施状況の公表)

第13条 市長は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(情報提供及び啓発活動)

第14条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者等の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて情報提供、広報活動その他の啓発活動を行うものとする。

2 市は、前項に規定する啓発活動の浸透状況を把握するように努めなければならない。

(公衆に表示する情報に関する留意事項)

第15条 何人も、公衆に表示する情報においては、性別による固定的な役割分担及びセクシュアル・ハラスメント等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないようにしなければならない。

(積極的改善措置)

第16条 市長は、各種行政委員若しくは審議会等における委員を委嘱し、又は任命するときは、委員構成の男女比率は、別に定める市の総合計画に掲げる目標値を目指し、努力するものとする。

2 市長は、男女共同参画の視点が職務に反映されるよう市職員に研修を積ませるとともに、性別を前提とした配置を行わないよう努めなければならない。

3 市は、あらゆる政策の企画、立案及び決定において男女が共同して参画する機会を確保しなければならない。

4 市は、事業者等における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会を確保するよう働きかけるものとする。

5 市は、市と工事請負等の契約を行おうとする事業者に対し、第6条に基づく男女共同参画推進状況について、報告を求めることができる。

(自治組織等への支援)

第17条 市は、自治組織等が男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(自営業者への支援)

第18条 市は、農林業、商工業その他の産業における自営業の男女共同参画を推進するため、これらに従事する者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、家族経営協定、経営の法人化等の具体的な手法の普及拡大及び有効活用を図るため、必要な支援を行うものとする。

(事業者への支援)

第19条 市は、事業者に対し、雇用の分野における男女共同参画が推進されるよう必要な支援を行うものとする。

2 市は、事業者に対し、職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の男女の人権に関する問題の回避に係る情報を提供しなければならない。

(家庭生活及び社会生活の両立支援)

第20条 市は、男女が家庭生活における活動その他社会生活における活動を両立することができるように、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(子育てと介護における共助と支援)

第21条 家族を構成する男女は、互いに協力して、次世代を担う子の養育と家族の介護に努めなければならない。

2 市は、家族を構成する男女が性別により役割を固定することなく、子育て及び介護を積極的に行うことができるようその環境整備に努めなければならない。

(苦情及び相談への対応)

第22条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者等から苦情の申出を受けたときは、適切な措置を迅速に講ずるよう努めなければならない。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女の人権の侵害について、市民又は事業者等から相談の申出があったときには、関係機関又は関係団体と協力して、適切な措置を迅速に講ずるよう努めなければならない。

(男女共同参画教育の推進)

第23条 市及び教育に携わる者は、家庭教育、学校教育、社会教育その他あらゆる教育の分野において、男女が均等に教育を受け能力を発揮できる機会が与えられるよう男女平等教育、生活的自立教育その他の男女共同参画の形成に関する教育の推進に必要な措置を講じなければならない。

#### 第4章 推進体制の整備

(審議会の設置)

第24条 男女共同参画に関する重要事項について調査審議等を行うため、笛吹市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の求めに応じて調査及び審議を行う。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 第22条第1項及び第2項に規定する苦情及び相談の申出に関する事項
- (3) その他男女共同参画の推進に関する事項

3 審議会は、前項各号に定めるもののほか、必要があると認めたときは、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第25条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の

4未満とならないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認め  
た場合は、この限りでない。

(審議会委員)

第26条 委員は、市民、事業者等の代表者、学識経験者及び関係行政機関の職  
員のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員  
の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同  
様とする。

(審議会の会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、そ  
の職務を代理する。

(審議会の会議及び議事)

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の  
決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説  
明又は意見を聴くことができる。

(推進組織の設置)

第29条 市長は、基本計画を推進するための組織を置くことができる。

## 第5章 補則

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている輝け男女笛吹プランは、第12条第1  
項の規定により策定された基本計画とみなす。

附 則(平成25年12月27日条例第32号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。